

労働条件分科会（第206回）	資料 No. 1-2
令和7年12月24日	



ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

未払賃金立替払の手続デジタル化について

厚生労働省労働基準局賃金課

厚生労働省労働基準局監督課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

未払賃金立替払制度の概要

- 企業倒産により賃金未払のまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を立替払する制度。
- 立替払賃金の請求は、独立行政法人労働者健康安全機構に対して行う。当該機構が支払業務を実施。

要件

事業主に係る要件

- 労災保険の適用事業主、かつ、1年以上事業を実施
- 倒産したこと
※法律上の倒産又は事実上の倒産（中小企業事業主のみ）

労働者に係る要件

- 破産手続開始等の申立て（事実上の倒産の認定申請）の6か月前の日から2年間に退職
- 未払賃金額等について、法律上の倒産の場合には、破産管財人等が証明（事実上の倒産の場合には、労働基準監督署長が確認）
- 破産手続開始の決定等（事実上の倒産の認定）の日の翌日から2年以内に立替払請求

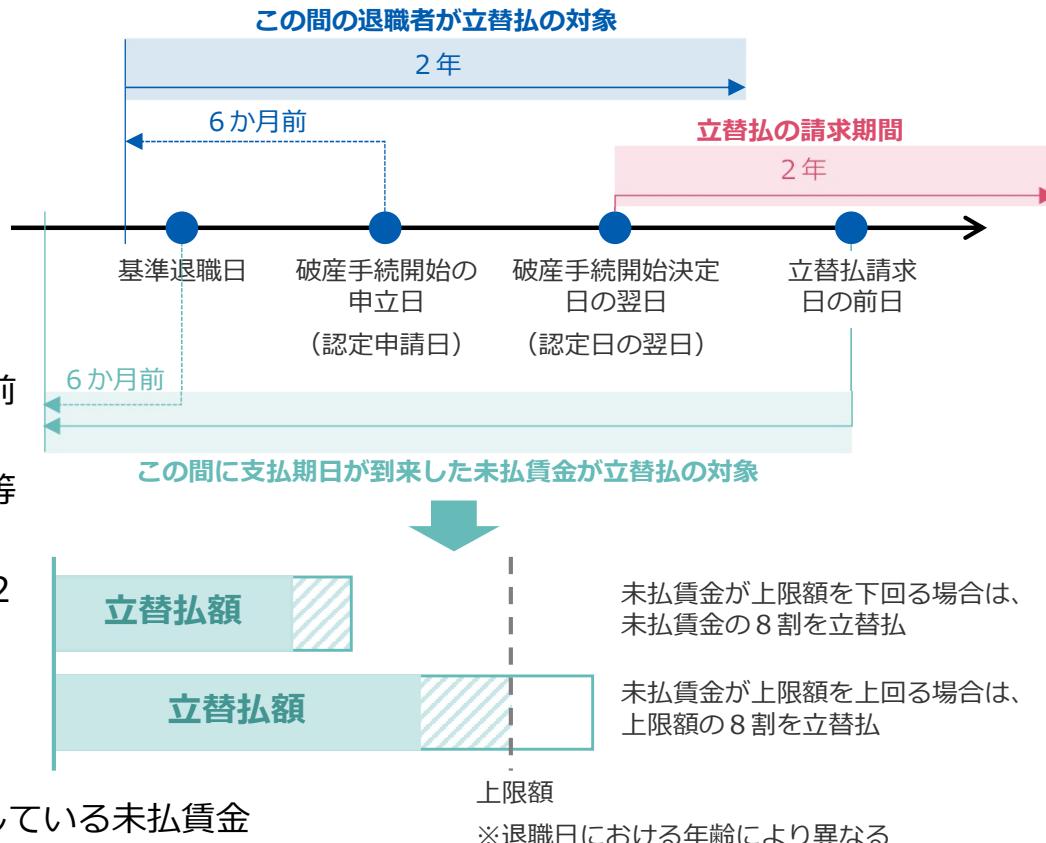
立替払の対象となる賃金

- 退職日の6か月前から立替払請求日の前日までに支払期日が到来している未払賃金
※定期給与と退職金（ボーナスは含まず）。ただし、総額2万円未満のときは対象外

立替払の額

- 未払賃金総額の8割（退職日における年齢ごとに限度額（※）あり）

（※）退職日における年齢が30歳未満の場合110万円、30歳以上45歳未満の場合220万円、45歳以上の場合は370万円



未払賃金立替払の手続デジタル化関係の閣議決定文書

デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和7年6月13日閣議決定）（抄）

【オンライン化を実施する行政手続の一覧等】

I 行政手続のデジタル化

3. II～IVに記載する対象行政手続について

3. 2 添付書類の省略に係る情報システム整備（P.3）

既に行政機関が保有している情報について、行政手続において添付書類として提出を求めている場合は、その必要性の精査を行った上で、行政機関間の情報連携等によって添付書類を省略する必要がある。情報連携等による省略が困難な添付書類についても、少なくとも申請者がオンラインで提出することを可能とするなど、可能な限り一連の手続がデジタルで完結するように取り組む。

IV 更なる利便性の向上を図る行政手続等

3. 国民等、民間事業者等と地方公共団体等との間の手続

61. 労働基準関係法令に基づく届出等の利便性向上（○厚生労働省）（P.99）

③未払賃金立替払制度に基づく調査の結果、労働基準監督署が把握・保有する立替払額の情報について、支払事務を行う労働者健康安全機構とシステムを通じて情報連携できるよう、システム改修を実施し、利便性向上に努める（2025年度後半予定）。

立替払賃金の請求手続における添付書類の省略（改正案）

- 立替払賃金は、請求者が労働者健康安全機構に請求書を提出することにより請求することとされている。
- 請求書の提出の際には、労働基準監督署が労働者の未払賃金額等を確認した結果を通知する「確認通知書」等の添付が義務づけられている。一方、今後のシステム改修により、労働基準監督署が把握・保有する未払賃金額の情報について、労働者健康安全機構との情報連携ができるようになることから、今後の電子申請による請求手続の受付開始にあわせ、請求者が電子申請を行う場合には、「確認通知書」の添付を要しないこととする。

〈立替払賃金の請求時の提出資料〉

現行

- 請求書
 - 請求者の氏名、事業場の住所、立替払の対象となる額等を記載



- 添付書類

〈法律上の倒産をした事業主の事業を退職した者の場合〉

- 労働者の未払賃金額や破産手続開始等の事由及びその事由に該当することとなった日等を記載した以下のもののいずれか
 - 裁判書等の証明書
 - 確認通知書

〈事実上の倒産をした事業主の事業を退職した者の場合〉

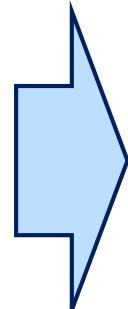
- 労働者の未払賃金額や事実上の倒産の認定があった日等を記載した確認通知書

改正案

- 請求者が立替払賃金の請求手続を電子申請により行う場合には、左記の資料のうち、確認通知書については添付を要しないこととする（※）。

（※）

- 電子申請の受付開始は来年3月頃を予定。
- 電子申請の受付開始後も書面での申請受付は引き続き実施。
(書面による申請の場合は、引き続き確認通知書の添付が必要。)
- なお、裁判所等の証明書についてはシステムと連携しておらず書面での提出が必要となるため、裁判書等の証明書を添付する者については、引き続き、電子申請でなく書面による申請をいただく。



(参考) 未払賃金立替払システムにおけるデータの連携イメージ

